

第43回

小規模多機能型居宅介護の計画－24時間365日型のケア－

近畿大学 建築学部
准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て2008年より近畿大学理工学部建築学科講師。2011年4月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能）には、通い、泊まりに加えて訪問という要素がある。この「訪問」の導入に大きな影響を与えたのが、昨年、急逝された高齢者総合ケアセンターこぶし園総合施設長小山剛氏により提唱された24時間365日のフルタイムサービスという仕組みである。

小山氏は、地域においても施設と同じように24時間365日のケアを提供できないかと考え続けた。氏は「道路が廊下、自宅が居室」と見立て、地域社会を一つの施設・病院と捉えた。施設内でナースコールが鳴るのと同じように、在宅からの電話（コール）が入ると随時に駆けつける。その仕組みができれば、在宅生活の継続が可能となる。そのためには、包括報酬と地域マネジメントという考え方が必要であり、それを取り込んだのが小規模多機能である。

①利用料を包括報酬にする

小山氏は一般的な在宅サービスを回転寿司、包括報酬を食べ放題として例えている。在宅サービスでは、サービスごとに値段が異なり、サービスを使用するほど値段が上がる。介護保険の限度額を超えてしまうと自費負担となり、費用は急激に高額となる。また、10分未満の短時間の利用を希望しても、訪問介護の単価は20分毎（もしくは30分）であり、急な利用にも応えてくれない。その一方で、食べ放題のように定額であれば、短時間でも、複数回でも利用できる。施設と同じような包括報酬を取り入れれば、在宅生活を支えていくことができる。そして、サービスの限度量を設けないこの仕組みを具現化するためには、入居施設のように複数人の入居者で職員をシェアするという考えが必要となる（例えば3:1は入居者3人で職員1人をシェアしている）。そこで小規模多機能では登録定員という枠を設け、利用者を固定化する事で利用者間のニーズを調整し、より必要性が高い人にケアを提供できるようにしている。

②地域マネジメントを踏まえた顧客の確保

地域を大きな施設として見立てた場合、実際の施設との一番の違いは廊下（道路）と居室（自宅）の距離にある。施設では数秒でアクセスできる距離が、自宅では数十分も必要になることがある。ケアの現場において移動は無駄であり、できる限り移動を少なくしなければ臨機応変な対応ができない。

小規模多機能の利用範囲は市町村全域となるが、定員を埋めるために幅広く利用者を募ってしまうと移動距離が長くなる。利用者が広範囲に及ぶ施設では訪問が疎かになり、通いも画一的になってしまう。良質なケアを行うためには、利用者の居住地を小範囲に限定しなければならない。その範囲としては、地域包括ケアシステムで謳われている日常生活圏域（中学校区）が一つの目安となる。

また、立地の選定は日常生活圏域の中でもできる限り高齢者が多いエリア、または、高齢者がアクセスしやすい場所とする。周辺に高齢者がいなければ、利用者の居住範囲は狭まらない。そのため小規模多機能では、どこに建てるべきかという市場調査を十分に行わなければならない。特養などの高齢者施設の場合は、需要が供給を上回るため、どこに建てても利用者を確保できる。また、競争が激しいデイサービスでは、大きな送迎車で利用者をかき集めてくるため、利便性よりも土地値や敷地面積が優先されやすい。これまで介護保険関連事業では市場調査が十分ではなかったが今後は必須と考えてよいだろう。

一方、マーケティングの中でも広告・宣伝については、折り込みチラシ、HPなどの一方向的な情報媒体ではなく、施設の開放や地域イベントへの参加など、地域住民と顔の見える双方向の情報伝達が有効である。小規模多機能の仕組みは文字情報では解りづらく、広範囲の人に情報を伝える必要もない。直接、職員や利用者（家族）から話を聞く口コミが一番の広告媒体であり、そのためにも積極的に地域と関わる必要がある。

このように小規模多機能は、通い、泊まりに臨機応変な訪問を組み合わせることで、在宅生活を支えていく。さらにそれを実現するための仕組みとしての包括報酬があり、限られた職員で質の高いケアを行うためには、利用者の居住範囲を小規模にしていかなければならない。また、利用者確保のためには、市場調査や地域との関係づくりが必要となる。まさに小規模多機能は日常生活圏域内の高齢者の生活を支えていくケア拠点としての役割が求められている。

参考文献) 萩野浩基編、小山剛の拓いた社会福祉、中央法規出版、2016年3月